

市歌斉唱の市民参加について（委員長案）

1 趣旨

定例会開会日に行っている市歌の斉唱を市民とともに斉唱することで、市民の市議会及び市政への関心を高める。

2 再開の時期

令和7年6月定例会から

3 実施方法

参加対象者は会派が推薦した者（個人、団体等問わず）とし、斉唱の場所は演壇前とする。

4 対象者の選考方法

- （１）市歌斉唱の対象者は、会派（所属議員５人以上）から推薦のあった者（個人、団体等問わず）とし、定例会ごとに担当する会派を決める。
- （２）各定例会を担当する会派の順番は、１巡ごとにくじ引きで決定する。
- （３）担当する会派は、会期日程を協議する閉会中の議会運営委員会の前日までに、推薦者の概要を事務局へ届け出ることとし、その対象者は議会運営委員会で確認する。
- （４）実施方法は、担当する会派に委ねることとし、推薦する者がいない場合は、繰り上げを行わず、これまでのように議員と執行部のみで斉唱する。